



埼玉県報

第 581 号
令和 7 年(2025 年)
1 月 10 日
金曜日

目 次

告示

- コミュニケーション基盤保守運用業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧(環境政策課)
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 坂戸農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 林業種苗生産事業者講習会の開催(森づくり課)
- 箕和田用水土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)
- 坂戸都市計画区域区分の変更(都市計画課)
- 坂戸都市計画下水道の変更(下水道事業課)
- 本庄都市計画下水道(本庄市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 児玉都市計画下水道(本庄市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)

告 示

埼玉県告示第十号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 一 月 十 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

コミュニケーション基盤保守運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号

5 契約金額

175,747,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験種目

第七回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和七年一月十四日（火）から令和七年一月二十九日（水）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和七年二月九日（日）から同月十日（月）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和七年二月二十二日（土）から同月二十三日（日）までの間の一日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県さいたま市北区日進町一―四〇―七

陸上自衛隊大宮駐屯地

八 採用予定時期

令和七年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告
示

埼玉県告示第十二号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った成果の調査を行った認証	調査を行った成果の調査を行った認証	調査を行った成果の調査を行った認証	調査を行った成果の調査を行った認証
熊谷市	令和四年度地籍図三十一枚（吉岡八地区（楊井）の一部）	令和五年度地籍簿一冊	令和六年十二月二十七日
た者の名称時期名称地区年月日	た者の名称時期名称地区年月日	た者の名称時期名称地区年月日	た者の名称時期名称地区年月日

告 示

埼玉県告示第十三号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日
小鹿野町	令和四年度	地籍図三十七枚	令和六年十二月二十七日
	令和五年度	地籍簿一冊	
		（下小鹿野の一部）	

告 示

埼玉県告示第十四号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、坂戸市から坂戸市の区域内において行われる坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

坂戸市都市計画課

川越市環境政策課

東松山市環境政策課

鶴ヶ島市生活環境課

川島町町民生活課

二 縦覧の期間

令和七年一月十日（金）から令和七年一月二十四日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第十五号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第十六号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第十七号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

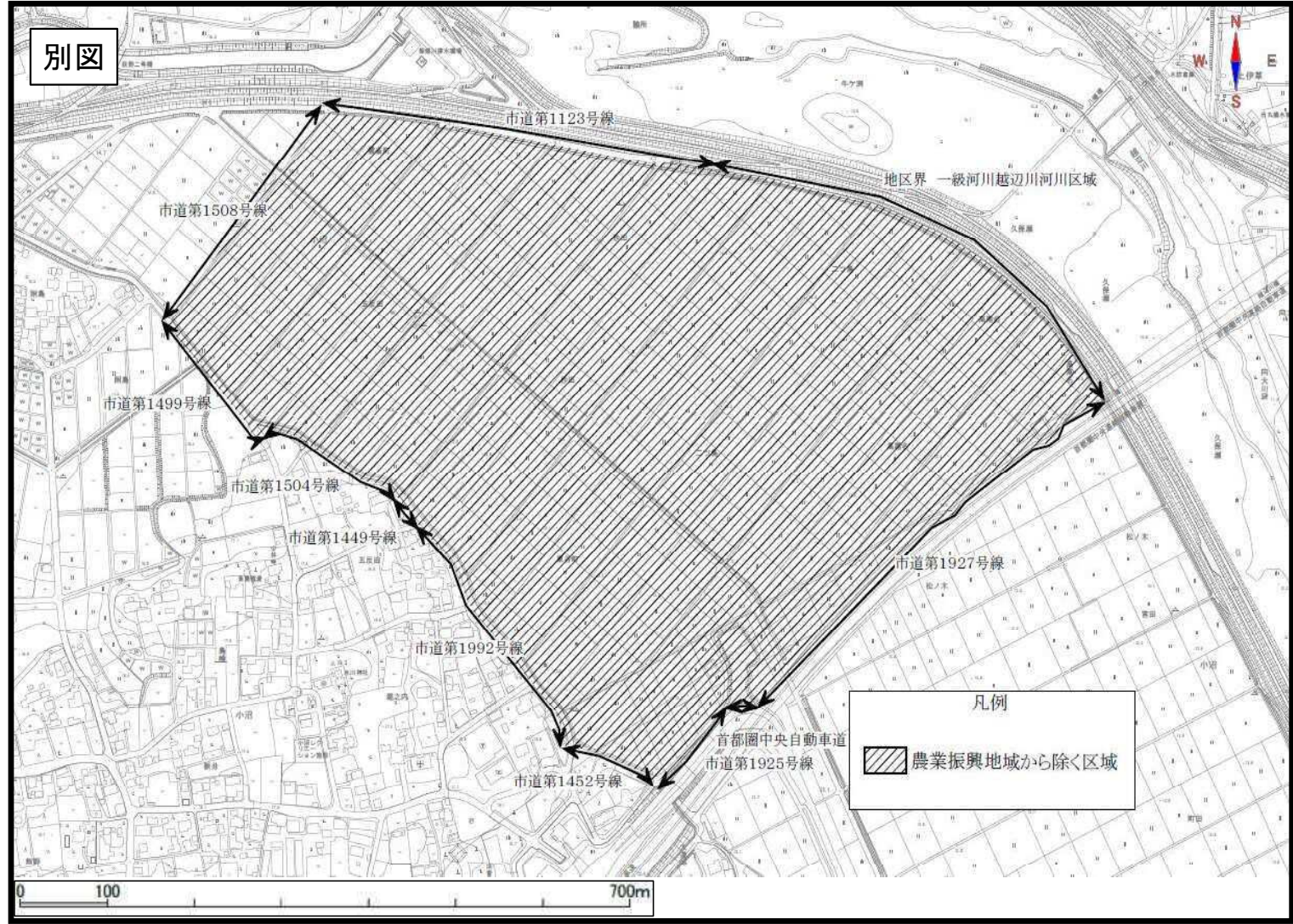
告 示

埼玉県告示第十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、坂戸農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕



告 示

埼玉県告示第十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、令和六年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の開催期日等

イ 開催期日

令和七年二月二十一日（金）

ロ 開催場所

埼玉県大里郡寄居町寄居千五百八十七番地一

寄居林業事務所大会議室

ハ 受付時間

午前八時三十分から午前九時〇〇分まで

ニ 講習の時間

午前九時〇〇分から午後五時〇〇分まで

二 講習事項及び時間数

イ 種苗に関する法令 二時間

ロ 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

ハ 種苗の生産技術に関する事項 二時間三十分

三 受講手続

イ 申込方法

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県農林部森づくり課ホームページ（林業種苗法に基づく各種手続等について）で案内する。

(2) 持参による場合

講習会案内で指定する書類に必要な事項を記入の上、埼玉県農林部森づくり課まで直接提出すること。

ロ 受付期間

告示日から令和七年二月七日（金）まで

四 受講手数料

一万四千元を講習会案内で指定する方法により納付すること。

五 修了証明書の交付

講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

六 その他

その他講習会について不明な点は、埼玉県農林部森づくり課（電話〇四八―八三〇―四三二一）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年十二月二十六日認可した。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

箕和田用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町

告 示

埼玉県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり坂戸都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

埼玉県坂戸市大字小沼の一部

ロ 削除する部分

なし

告 示

埼玉県告示第二十四号

本庄市から本庄都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二十五号

本庄市から児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕